２　前項第四号に規定する期限は、一週間を原則とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。

第五条　法附則第七条第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法附則第七条第二項の規定による命令をする旨

二　勧告に従わなかつた事実

三　とるべき措置の内容

四　措置をとるべき期限

五　その他必要と認める事項

２　前項第四号に規定する期限は、一週間を原則とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に措置をとることが困難と認められる場合には、とるべき措置の内容に応じた合理的な期間とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前にされたこの省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則に規定する豚コレラ又はアフリカ豚熱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

○農林水産省令第八号

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二十六号）の施行に伴い、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月五日　農林水産大臣　江藤　拓

肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令

肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農林水産省令で定める指定肉用子牛） **第二条の二**　肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号。次条において「令」という。）第三条ただし書の農林水産省令で定める指定肉用子牛は、第一条の表の上欄に掲げる肉用子牛の種別のうち、無角和種、日本短角種及びアンガス種及びヘレフォード種に属するものとする。 （会社である肉用子牛の生産者の要件） **第二条の三**　令第六条第一号イの農林水産省令で定める要件は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に該当する会社であることとする。 ２　（略）	（新設） （会社である肉用子牛の生産者の要件） **第二条の二**　肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号。次項において「令」という。）第六条第一号イの農林水産省令で定める要件は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に該当する会社であることとする。 ２　（略）

附　則

この省令は、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。